

2024年3月14日

## 民法改正案に対する趣旨説明質疑

衆議院議員 米山 隆一

立憲民主党・無所属会派を代表して質問いたします。

まずもって、能登半島地震でお亡くなりになられた方々のご冥福を祈ると共に、現在被災に会われている方々が一日も早い日常生活を取り戻される事を、心よりお祈り致します。

さて自民党は、3月2日（土）の与野党の国対間で衆院政治倫理審査会を開催することで合意し、下村博文議員についてはようやく来週月曜に政倫審が開かれることとなりましたが、本日の参議院政倫審における世耕参議院議員の発言でも裏金の真相は語られず、下村議員の政倫審ではキックバックが始まった経緯を含め真実を率直に語るよう強く求めます。一方で、裏金衆議院議員51人中45人の議員からは未だ申し出がありません。下村議員以外にも自民党議員4人程度は出席の意向を示していたはずですが、自民党国対が申し出を妨げないとの約束を破り邪魔しているのか、それとも本人が申し出たくないのか、どちらかはっきりして下さい。岸田総理のいう「志ある議員」の政倫審への申し出と、裏金問題の徹底的な真相解明を強く求めて質問に入ります。

それでは、ただいま趣旨説明がなされました、民法の一部を改正する法律案について、ご質問いたします。

この法律案は、今迄離婚時においては、母親、父親の一方が単独で親権を行使する単独親権制度であったものに対し、父母双方が共同して親権を行使する、所謂共同親権を導入する所に大きな特徴があります。

率直に言って我が党には、この共同親権に賛成の議員も反対の議員もおりますし、他の政党でも賛否それぞれの意見があると報道されています。当たり前で

すが、全ての人間は、親から生まれ、子供から大人になります。親子関係の規律に大きな変化をもたらすこの法律は、多くの国民の生活に直接影響を与え、社会に大きな変化をもたらします。全ての法案審議はそうあるべきですが、本法案の審議は特に、様々な国民の要望に丁寧に耳を傾け、多くの専門家の意見を参考にし、立法事実を詳細に確認して制度趣旨を確かめ、法案が成立した場合に意図した制度趣旨が実現できるかを十分に検討し、熟議を重ね、議論が熟さなければ決してその成立を急ぐべきものではありません。参考人招致なども含め委員会における丁寧な審議の徹底を求めるとともに、小泉法務大臣には、是非真摯なご答弁をお願い致します。

まず、様々な意見がある前提で、共同親権のコンセプトそのものについては、私自身は否定しません。子供にとっては、親同士の仲が良くても悪くても母親は母親、父親は父親であり、親にとっても、親同士の仲は良くても悪くても、子供は子供です。離婚しても母親、父親それぞれとの親子関係は変わらない以上、離婚後も共同で親権を行使できるだろう男女がいる事は否定されないし、実際我々はその様な在り様を、ハリウッドのドラマや映画などで目にします。その様な関係が離婚後も維持されるなら、それはある種の幸福な家族の一態様だと思います。

しかし、ロシアの文豪トルストイの言葉に「幸福な家庭は皆同様に幸福だが、不幸な家庭は其々に不幸である」とある様に、残念ながら不幸な状況で離婚し、離婚後二人が共同で何かをするなど到底考えられず、共同で親権の行使などもっての他と言うご家族も、現実にあるでしょう。私も弁護士としてそう数は多くないなりに離婚訴訟に携わってきましたが、夫婦間の関係性が冷え切らないうちに早期に離婚し、離婚後も良好な関係を維持する前述のアメリカのドラマや映画の中のご家族の場合とは異なり、我慢に我慢を重ね、どうにもならなくなってから離婚に踏み切る事が多い日本では、離婚後は口もきけない関係になるご家族も少なくない様に思います。

そういう様々な家族がある中で、幸福の一態様である共同親権を原則、単独親権を例外として、共同親権を、それを望まないご家族に押し付けてしまう結果になってしまったら、多様にある幸福とは言えない家庭に、大いなる不幸をもたらしかねないと思います。法案には、共同親権を原則とするという文言はありませんが、一方で法務省の説明や全体の規定振りからは、共同親権が原則として想定されている様にも見えます。そこで、法務大臣に伺います。今般の改正案は、離婚時において、共同親権を原則とするものではないという事で宜しいでしょうか？明確にお答えください。

原則がどちらであっても、今般の改正案では、協議離婚時には本人達が、裁判離婚時には裁判所が、共同親権と単独親権の何れかを選ばなければなりません。

協議離婚であれば、当事者の合意による選択だからいい、と言う意見もあるかもしれませんが、その前提として、離婚後単独親権なら何が起り、離婚後共同親権なら何が起るのか、当事者同士が良く理解していなければなりません。しかし、この法案から、その実情は見えません。具体例から想像しようにも、単独親権については多くの前例がありますが、共同親権については、我が国にその実例・判例は有りません。

この点については、法制審議会家族法制部会の付帯決議でも、「改正内容及びその解釈上参考となる事項を適切に周知する必要がある」旨の決議がなされていますが、それには、離婚後行使される「共同親権」の中身が定まっていなければいけません。

そこでまず、共同親権の中身について伺います。民法改正案824条の2第1項は、「親権は、父母が共同で行う」としています。例えば、離婚後子供は母親と同居していて、父親は離れて暮らしている共同親権の場合、①子供の受験の際、離婚している父親の同意をとる必要があるのか、②子供が手術を受ける時はどうか、③ワクチンを接種する時はどうか、④母親と子が引越しをする時はどうか、について、其々お答えください。

また、民法改正案824条の2第1項3号は、「子の利益の為の急迫の事情」

がある場合には共同親権においても、一方の親が親権を行使できるとしてますが、その程度が分かりません。例えば先程の例で、①受験の願書の提出が翌日に迫っている時は、離婚している父親の同意なしで母親の同意だけで願書を提出できるのか、②緊急の手術であれば母親の同意だけで受けられるのは当然として、例えばある種の小児の心臓の手術の様に、ある程度重くても2～3カ月程度の範囲で手術日を選ぶ余裕のある場合は、母親だけではなく父親の同意を得る事も必要なのか、③ワクチン接種が翌日に迫っている時は、離婚している父親の同意なしで母親の同意だけで接種できるのか、について、其々お答えください。

これらのいずれかの例において、共同親権を有する別居の父親の同意が必要であれば、共同親権を選ぶという事は、感情的葛藤を抱えている別居の離婚相手と、時に期限の迫った状態で子の養育・監護の方針について話さなければならない事を意味します。仮に本法案が成立したら、法務大臣の指揮のもと法務省は様々な想定事例の広報を行う事になると思いますが、その際には、その様な共同親権のネガティブな面も描いた想定事例等も含めて、きちんと広報する意思がありますでしょうか、ご所見を伺います。

更に民法改正案819条7項では、裁判離婚の場合において、父母の双方を親権者とする事により子の利益を害すると認められる時は、裁判所は、父母の一方の単独親権としなければならない旨定めます。

子や一方配偶者に対する明白な身体的DVがある場合は、比較的発見しやすく、この条文によって共同親権から排除される事が多いであろうことには、敢えて異は唱えません。しかし、物事には程度と言うものがあり、大きな傷がつかない程度の身体的DVや、精神的DV、経済的DVもあり、それらのどの程度が該当するのか判例もなく判断してみようがありません。

そこでお尋ねしますが、①身体の傷害に至らない様な精神的DVや経済的DVも必要的単独親権の理由になるか②例えば一方配偶者の不倫の様な、配偶者間の感情的問題に基づいて共同親権の行使が困難な場合も、必要的単独親権にな

るか③ ①②の判断基準や事例は、法律施行前に国民に周知されるのか、されるならどのようにしてか、についてお答えください。

また、これらの判断基準が定められたとして、実際の離婚訴訟においてそれらの証拠が当事者によって収集・提出され、裁判所がそれを適切に判断できるかはまた別問題になります。特に精神的 DV や配偶者、親子間の感情的問題などについては、当事者がその証拠を十分に収集し、裁判所がそれを正確に把握し、それを適切に反映した判断を下す事は、容易な事ではありません。家庭裁判所は現状でも家事事件についてはパンク気味で、離婚訴訟に過大な時間を要し、それ程適切とも言えない判断が下されていると感じる事もままあるのですが、現在の家庭裁判所は、この様な新たな複雑は判断を十分にできる体制が整っているのでしょうか？又整っていないなら、何時迄に、どの様にしてそれを整備するつもりでしょうか、お答えください。

更に民法改正案 819 条 6 項は「子の利益のため必要があると認める時は、家庭裁判所は、子又はその親族の請求によって、親権者を変更することができる」と定めます。この訴えは、離婚後単独親権を定める現在の民法においても、親権変更の訴えとして存在するので、それ自体が新しいものではありません。しかし、今迄単独親権だったところから共同親権が可能になれば、離婚後親権を得られなかった事に納得せず、不満を抱いている一方の親が、現在親権をもって子を養育している親に対して、親権変更の調停を申し立てる事が予想されます。それは、例えば DV 等を受けて離婚し、隠れるようにして生きているシングルマザー、シングルファザーにとっては悪夢になります。大臣は本法案が仮に成立した場合、その様な事が起る可能性についてどのようにお考えでしょうか。又お考えなら、どのような対策を講じるつもりで、それによってどの程度防げると考えているのか、併せて伺います。

以上本民法改正案において、特に共同親権について問題となりそうな点をお

伺いました。一問一答形式ではなく、今この時点で大臣のご回答は分かりませんが、それ自体、この法案の内容、この法案が成立した場合に当事者にもたらす影響、社会にもたらす変化は、現時点で我々国会議員にもよく分からないし、ましてや多くの国民にとっては全く分からない事だという事です。私はその様な法案を、その様な状態のまま成立させる事は、当事者に大きな不利益をもたらすと共に、社会全体に混乱を招きかねず、決して許される事ではないと思います。本法案については、熟議に熟議を重ね、国民の理解を深め、多くの国民にとって判断する期が熟してから、多数の国民の意思を反映して決すべきである事を、強く訴えさせていただきます。

尚、最後に付言いたしますが、本法案は法制審議会が1月30日に要綱案を答申した僅か38日後に衆議院に提出され、本日審議に付されています。

ところが、同じく民法改正案であるはずの選択的夫婦別姓については、1996年2月に法制審議会がこれを認める要綱案を答申してから既に28年が経過し、調査によっては60～70%もの国民が賛成し、最近では財界もその実現を求めているにも関わらず、政府はこれを実現する法案を提出していません。

2022年6月8日には、我が党と国民民主党、共産党、れいわ新選組が共同で選択的夫婦別姓を可能とする民法改正案を衆議院に提出していますが、未だ審議に付されていません。政府・自民党の対応は余りにバランスを欠いており、巷間言われている特定の宗教団体の影響を疑わざるを得ませんし、仮にその影響がないとしても、政府・自民党は、多くの国民が求める必要な変化を頑強に阻みながら、求める求めない以前に多くの国民がその内容を理解しておらず、当事者と社会に大きな影響を及ぼす懸念がある法案を十分な議論もないまま押し通そうとする、不合理な存在ではないかとの疑念を提起せざるを得ません。

私達立憲民主党は、真に時代と国民が求める合理的な社会制度を、丁寧に、しかし変化を恐れる事無く果敢に創っていくことを誓って、私の質疑とさせていただきます。ご清聴大変、有難うございました。

以上